

新潟市こども計画の更新について

1 概要

児童福祉法の改正により、新たに創設された下記事業について、市町村子ども・子育て支援事業計画への記載が必須となったことから、新潟市こども計画を更新することが必要となった。

(1) 満三歳以上限定小規模保育事業

- ・事業内容：満3歳以上の幼児のみを対象とした、小規模保育施設（利用定員6～19名）の設置（認可）が可能
- ・計画への必須記載事項：満三歳以上限定小規模保育事業の必要利用定員数

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- ・事業内容：保護者の就労要件などにかかわらず、生後6か月～2歳のこども（保育所等に入所していない乳児）を預かる制度
- ・計画への必須記載事項：①量の見込みと確保の方策
②乳児等のための支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制に関する事項

2 新潟市こども計画の更新

(1) 満三歳以上限定小規模保育事業

【方向性】

本市では、下記理由により、当面の間満三歳以上限定小規模保育事業の設置は不要と判断している（別紙「参考資料：令和7年度第1回幼保部会資料」）ことから利用定員を0人とする。

- ・3歳以上の利用定員は十分に確保されており、これ以上の定員増は民間での過当競争を生む恐れがある。
- ・保育所や認定こども園でも、配慮が必要な児童への職員の加配等を行っており、既存施設で対応できている。

【新潟市こども計画更新内容】

新潟市こども計画P-127～129について、別紙「資料1－2」のとおりとする。

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【方向性】

必須記載事項のうち、「①量の見込み及び確保の方策」については、地域子ども・子育て事業の一環として既に記載済みであるが、乳児等通園支援事業として単独で量の見込み・確保の方策を定めることとなったため項目を分けることとする。また、「②乳児等のための支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制に関する事項」について追加する。

【新潟市こども計画更新内容】

新潟市こども計画P-148～150について、別紙「資料1－3」のとおりとし、P-130次項に掲載とする。また、P-154について、別紙「資料1－4」の内容を追加する。

小規模保育施設における3歳以上児の受け入れについて

1 小規模保育施設とは

(1)小規模保育施設の目的

都市部 :待機児童の解消を図る

人口減少地域:認定こども園等と連携しながら、地域の子育て支援機能を維持・確保する

(2)保育所・認定こども園との相違点

	保育所・認定こども園	小規模保育施設※
対象年齢	0~5歳	原則、0~2歳
定員	20名以上	6~19名
市内施設数 (R7.4.1)	258施設	22施設
市内利用者数 (R7.7.1)	22,910人	270人

※ 小規模保育施設は、園児が3歳以上となった際にも教育・保育が継続的に提供できるよう
進級先等として「連携施設」の設定を原則、義務付け

市内では 21 施設が連携施設を設定、連携施設数はのべ 35 園

2 小規模保育施設での3歳以上の受け入れについて

	既存小規模保育施設における 3歳以上児受け入れ	3歳以上限定 小規模保育施設
対象年齢	0~2歳+3~5歳	3~5歳
制度改正	R5.4に制度改正 ⇒3歳以上は市がニーズに応じ 柔軟に判断可能	R7.4に児童福祉法改正 ⇒R8.4から新設が可能

3 対応の方向性

- ・3歳以上児の定員は十分あり、これ以上の定員増は民間での過当競争を生む恐れ
- ・既存施設で3歳以上児の受け入れを行うと、0~2歳児の定員が減少



当面の間は既存施設での3歳以上児の受け入れは認めない
3歳以上児限定小規模保育施設の新設は認めない